

電子申告に関する要望事項 (e-Tax 編)

令和7年6月24日

日本税理士会連合会 デジタル・システム委員会

はじめに

電子申告制度は平成 16 年にその運用が開始され、これまで様々な利便性向上施策が展開されてきた。今後も e-Tax 及び eLTAX の使い勝手の向上、電子納税を含むキャッシュレス納付の利用改善、国税と地方税の情報連携の徹底等を図ることにより、納税者が電子申告に取り組みやすい環境を整備していく必要があり、税理士が率先して制度を利用した上で、その問題点と解決策を国税当局・関係府省庁と協議し、システムの利用改善に資することが電子申告の利用につながるものとする。

また、令和 3 年 9 月施行のデジタル社会形成基本法では、事業者自ら積極的にデジタル社会の形成の推進及び国又は地方公共団体が実施する施策への協力に努めることが定められたほか、令和 4 年 4 月施行の改正税理士法において法第 2 条の 3 が整備され、税理士は税理士業務・付随業務における電磁的方法の積極的利用等を通じ、納税義務者の利便性向上及び業務の改善進歩を図ることが明記されたところである。

当委員会では、例年、税理士及び納税者の視点から本要望事項を取りまとめ、国税庁及び地方税共同機構に提出している。電子申告の更なる利用促進のため、各要望項目が実現することを強く望むものである。

目次

【重要要望項目】

1. 税理士が代理送信を行う場合において、税理士であることを証明できる仕組みを構築すること (P. 1)
2. マイページについて改善を図ること (P. 1)
3. ダイレクト納付の利用可能金融機関・口座を拡大すること (P. 2)
4. メッセージボックスについて改善を図ること (P. 2)
5. システム変更について早期に対応を行うこと (P. 3)

【要望項目】

1. e-Tax に障害が発生した場合において一律の期限延長を行うこと (P. 4)
2. 行政手続の電子化にあたり、円滑な税務代理に配慮した改善を図ること (P. 4)
3. 税務調査に関して、政府方針に沿って「書面、押印、対面主義からの脱却」を図ること (P. 5)
4. 利用可能時間を拡大すること (P. 6)
5. 申告に必要な情報の確認方法について改善を図ること (P. 6)
6. 利用者識別番号・暗証番号を失念した場合の対処方法について改善すること (P. 7)
7. キャッシュレス納付の利便性向上を図ること (P. 8)
8. コンビニ納付の利便性向上を図ること (P. 9)
9. 税理士の電子署名のみで納税証明書の代理請求・代理受領を可能とすること (P. 9)
10. 準確定申告について、税理士が代理送信する場合は確認書の提出を不要とすること (P. 9)
11. e-Tax で利用可能な税目・手続を拡大すること (P. 9)
12. e-Tax ソフト (WEB 版を含む) や確定申告書等作成コーナーについて改善を図ること (P. 10)
13. 電子申告における要望について継続的に協議の場を設けること (P. 10)
14. 国税と地方税の情報連携を進めること (P. 10)

【重要要望項目】

(税理士であることの証明)

1. 税理士が代理送信を行う場合において、税理士であることを証明できる仕組みを構築すること

税理士が税務書類の作成及び申告の委嘱を受けて代理送信を行う場合には、税理士法第 33 条の規定の趣旨に基づき、税理士の身分と責任の所在を明らかにしなければならない。

現在は開始届出の提出時に税理士登録の有無を確認し「代理送信の可否」を判断しているところ、日税連から国税庁に送信している REOS（登録業務ネットワークシステム）の「税理士登録」データを活用することにより、代理送信した者が税理士であることを電子的に確認できる仕組みを構築すること。

(マイページ関係)

2. マイページについて改善を図ること

令和 5 年から提供が開始されている e-Tax の個人向けマイページ及び法人向けマイページについて、以下の改善を図ること。

(1) 表示項目について

e-Tax のマイページで確認できる情報について、マイナポータル API の利用など、他システムとの情報連携も踏まえ、過去に提出した申告書等の情報をすべて確認可能とすること。

特に連携を求める情報は以下のとおり。

(申告書等情報)

- ① 土地の無償返還に関する届出書の提出の有無
- ② 借地権者の地位に変更がない旨の申出書の提出の有無
- ③ 事業用資産等の買換えに係る買換資産の取得費に関する情報
- ④ 相続時精算課税制度の適用状況
- ⑤ 贈与税申告に関する情報

(外部情報)

- ① 公的年金の源泉徴収票
- ② 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料
- ③ 国民年金保険料
- ④ 各種控除証明書
- ⑤ 医療費明細
- ⑥ 個人事業税

(2) e-Tax マイページの税務代理人への利用拡大について

令和 7 年 5 月に導入された e-Tax マイページの税務代理人への利用拡大について、e-Tax 上で委任関係を登録している関与先納税者のメッセージボックスや各税目に関する情報の閲覧が可能となったが、税理士が代理受領することができない還付金振込通知等の電子通知が関

覧対象外となっている。

電子通知についても、メッセージボックスと同様に閲覧対象とすること。

(ダイレクト納付)

3. ダイレクト納付の利用可能金融機関・口座を拡大すること

政府は令和8年までにキャッシュレス納付比率を50%にする目標を掲げ、キャッシュレス納付の促進を図っているところ、国税についてもダイレクト納付の利用が求められていることを踏まえ、農業協同組合やネット銀行等を含む、すべての金融機関でダイレクト納付の利用を可能とすべく、対応金融機関・口座を拡大すること。

特に、地方税共通納税システムで利用可能な金融機関については速やかに働きかけを行うこと。また、納税準備預金について、ダイレクト納付に対応すること。

(メッセージボックス関係)

4. メッセージボックスについて改善を図ること

(1) 税務署からのお知らせ等メールについて

税理士のメールアドレス宛には関与先の件数に応じて大量のメールが格納され、詳細の確認に時間を要していることから、利用改善に向け、以下の仕様及びシステム構築に取り組むこと。

① 宛名表記等を改善すること

国税庁からのお知らせに関して、関与先納税者の特定及び内容の推測を容易にするため、メールの件名に詳細を付記する、宛名登録をせずとも宛名を表示させるなど、多くの手順を踏むことなく確認できる仕様に改善すること。

② 記載内容を充実させること

国税庁からの連絡を装った新たな不審なメールの誘発に配慮しつつ、お知らせメール自体に申告や振替納税・ダイレクト納付の引落結果等を記載し、メッセージボックスに遷移せずとも内容を確認できるよう記載内容を充実させること。

(2) メッセージボックスの発展的なシステムの構築について

税務署から税理士に対して提出を求められる一般取引資料せん、納付指導・相談チェック表などの法定外文書を税務署窓口に提出する必要がある。

これらの文書の電子的送信が実現すると、納税者の事務手続面での利便性が大きく向上し、また、税務署からの照会文書の送付及び回答に活用できることが想定されることから、税務署と納税者及び税理士の間で電子データでのやり取りが可能なシステム構築を目指すこと。

(その他)

5. システム変更について早期に対応を行うこと

(1) ソフトウェア開発業者向けの仕様書等の変更について

令和6年4月1日に運用が開始されている自動ダイレクトについて、e-Tax においては新機能が搭載されているものの、民間のソフトウェア開発業者が提供する税務・会計ソフトウェアでは実装時期が大幅に後ろ倒しとなっている。

税理士の多くは民間のソフトウェアを使用していることから、e-Tax のシステム改修が予定される場合は、開発にかかる準備期間等を踏まえ、ソフトウェア開発業者向けの仕様書等を早期に公開すること。

(2) ブラウザへの対応について

Windows 等の OS 及びブラウザソフト等については、広汎なシステムが活用できるよう、システム更新・環境の変化に対しても可能な限り速やかな対応が必要である。特に、ブラウザソフトについては一般的な利用状況に応じて見直しを図ること。また、今後のアップデートに関してはプレビュー版にて先行的に動作検証を行うなど、今後もアップデート後、速やかに対応可能とすること。

(3) 確定申告書等作成コーナーについて

確定申告書等作成コーナーの代理送信を行うページについて、Windows OS の標準ブラウザである Microsoft Edge のほか、日本国内での利用状況から Google Chrome についても推奨環境とすること。

【要望項目】

(障害対応)

1. e-Tax に障害が発生した場合において一律の期限延長を行うこと

e-Tax に障害が発生した場合には、国税通則法施行令（災害等による期限の延長）第3条第2項を適用し、期日指定による一律の期限延長を行うこと。また、納税者の混乱を最小限に抑えるため、障害が発生した場合は速やかに期限延長等を措置する明確な基準を設けるなど、緊急時における対応計画を策定すること。

(行政手続の電子化関係)

2. 行政手続の電子化にあたり、円滑な税務代理に配慮した改善を図ること

マイナポータルについて、令和3年1月より、確定申告書等作成コーナーとの連携が開始され、納税者にとっては確定申告書等作成コーナーを利用した所得税確定申告書の作成に大きな利便性向上が見込まれる。また、税理士にとってもマイナポータルに集約される関与先納税者情報を取得することでより円滑な税務代理が期待されることから、以下の改善を図ること。加えて、税務代理による一括した手続を可能とするため、行政手続のオンライン・ワンストップ化を推進すること。

(1) 連携可能な控除証明書等の発行主体を増やすこと

マイナポータルで連携可能な控除証明書等については、これまで、生命保険会社、損害保険会社及び共済等の保険料控除証明書、ふるさと納税ポータルサイト運営会社による寄附金受領証明書・寄附金控除に関する証明書、公的年金等の源泉徴収票等が対象となったところ、この仕組みは一括で各種控除証明書等の情報を取得できることに利点があるため、今後も対応する控除証明書等の発行主体を増やすこと。

(2) 民間送達サービスとの連携を簡略化すること

マイナポータルと確定申告書等作成コーナーの連携機能の利用において、各種控除証明書等の発行主体と民間送達サービスとの連携設定が煩雑であるとの意見が多いことから、民間送達サービスとの連携の簡略化に向けて、関係府省と連携し、改善に向けた協議を行うこと。

(3) 確定申告書等作成コーナーでの操作を簡便化すること

マイナポータルと連携した申告書等の作成について、同じような操作を何度も繰り返す必要があり煩雑である、画面遷移が多いにもかかわらず、確認または質問事項を表示する画面にメリハリがなく視認性が低いなどの意見があることから、確定申告書等作成コーナーでの操作を簡便化すること。

(4) e-Tax マイページから各種控除証明書の取得を可能とすること

納税者（及び被扶養者）の各種控除証明書等をマイナポータルから取得するためには、納

税者（及び被扶養者）本人のマイナンバーカードによる認証が必要であり、税理士が効率的に代理業務を行うことができないのが現状である。

税理士業務の利便性向上のため、e-Tax マイページからマイナポータル連携により各種控除証明書の取得を可能とし、給与所得の源泉徴収票のようにメッセージボックスに各種控除証明書を格納すること。

（税務調査）

3. 税務調査に関して、政府方針に沿って「書面、押印、対面主義からの脱却」を図ること

（1）調査の事前通知について

納税義務者又は税務代理人に対する調査の事前通知は電話を用いて行われているが、調査の日時、場所、対象税目等の通知事項について e-Tax のメッセージボックスに格納する方法でも可能とすること。

（2）調査時に提出する書類について

調査関係書類は e-Tax での提出や、リモート調査におけるオンラインストレージサービスを利用する方法、税務職員からのダウンロードの求めに応じる方法、また臨場調査の際にデジタルカメラでの撮影等による電磁的記録媒体への保存の方法等により、データで提出する場合がある。ただし、デジタルにおいて、元データとコピーの区別はなく、データでの提出は書面における写しと同じものとはいえない。このため、これらデータの取扱いについて情報保護の重要性に鑑み、留置きにおける預り証の交付のように、納税者に対して明示する方法をとるなど、現行法令での対応可否を精査し必要事項を法制化すること。また、事務運営方針等を策定し開示すること。

（3）調査終了の手續について

調査の結果、更正決定等をすべきと認められない場合は納税義務者又は税務代理人にその旨を書面により通知し、また、更正決定等をすべきと認める場合は修正申告等の勧奨や申告書を提出した場合に不服申立てはできない旨の書面を交付することになっている。これら書面による通知、交付についてメッセージボックスに格納する方法でも可能とすること。

（4）Web 会議システム等の活用とリモート調査について

令和4年10月から一部の大規模法人を対象に開始した国税庁の機器・通信環境利用によるリモート調査の実施について、対応を希望する中小企業及び零細事業者においても対象を拡大すること。また、現行法令での対応可否を精査した上で必要事項を法制化し、事務運営方針等を策定し開示すること。なお、事務運営方針等の策定にあたっては、以下の事項について整備し、対応を明確にすること。

- ① 調査場所の確認方法、調査担当者・納税者・税理士の本人確認方法、資料等の原本確認方法、スマホでの対応等、運営方針を明確にすること。

- ② 画面外に調査担当者及び納税者、税理士以外の第三者が不正に立ち合うことがないよう対応を整備すること。
- ③ 納税者から提出されたデータは厳格に取り扱い、当該調査の実施以外に使用しないこと。

(5) 調査関係書類の e-Tax による送信について

令和4年1月から開始された税務調査等で提出を求められた資料(調査関係書類)の e-Tax による送信について、以下の事項に対応し、更なる利便性向上を図ること。

- ① 送信データの拡充について
 - (ア) 1送信あたりのデータ容量を拡大すること。
 - (イ) PDF 及び CSV だけでなく、様々なデータ形式で送信可能とすること。また現状、PDF と CSV は同時に提出できないところ、別形式のファイルであっても同時に提出可能とすること。
- ② 送信手順に関する利便性の向上について
 - (ア) 「提出先調査部門等番号」については、メッセージボックスに格納する方法等を検討すること。
 - (イ) 表紙と送付書を作成し紐づける作業があるところ、記載内容は同じであるため表紙は不要とすること。

(利用可能時間)

4. 利用可能時間を拡大すること

e-Tax の利用可能時間において、メンテナンス日については、eLTAX と統一するとともに、繁忙期を除き、月初の土曜及び日曜に固定すること。また、現在メンテナンス日に当たることが多い毎月の最終週の前週土曜及び日曜はニーズが高いことから利用可能とすること。

(申告に関するお知らせ)

5. 申告に必要な情報の確認方法について改善を図ること

(1) 申告に関するお知らせについて

申告書の作成には、メッセージボックスに格納される申告に関するお知らせの情報が重要となることから、更なる利便性向上のため、各申告のお知らせに以下の情報を追記すること。また、届出については提出状況が記載されているところ、当該申告に関するお知らせの対象となっている決算期等に有効な届出であるかについても記載すること。

- ① 「確定申告等についてのお知らせ」
 - (ア) 消費税の基準期間の課税売上高
 - (イ) 還付税額と還付加算金
 - (ウ) 個人についても法人と同様に消費税の各種届出の提出状況と最新の提出年月日、その

課税期間における「一般課税」「簡易課税」を表記し、あわせて適格請求書発行事業者の登録番号を記載すること。また、課税事業者でない場合にも届出書の提出状況等を記載すること。

② 「課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告について」

(ア) 課税事業者でない場合も届出書の提出状況と最新の提出年月日を記載したお知らせをメッセージボックスに格納すること。

(イ) 適格請求書発行事業者の登録番号を記載すること。

(2) 申告のお知らせの格納状況について

消費税課税期間特例選択届出書を提出して課税期間を短縮している場合について、その事業年度最初の課税期間にその後の課税期間分をまとめて格納するのではなく、各課税期間の申告時期に合わせて格納すること。

(3) 申告書等情報取得サービスについて

関与先納税者が過去に書面にて提出した申告書を税理士もデータで取得できるよう、申告書等情報取得サービスについて税理士の代理申請・代理受領を可能とすること。

(利用者識別番号・暗証番号)

6. 利用者識別番号・暗証番号を失念した場合の対処方法について改善すること

(1) 代理送信した変更届出書に係る通知について電子化するとともに、他税目でも利用可能とすること

関与先が利用者識別番号及び暗証番号を失念した場合、変更届出書を税理士が代理送信しても、関与先宛の郵送通知を待たなければならず、申告期限までに電子申告ができない可能性がある。

相続税に限っては、関与先宛の郵送通知と並行して、代理送信した税理士宛に税務署から電話で利用者識別番号を通知する運用が開始され、税理士の利便性は向上したが、電子送信した変更届出書に対し、電話で通知されるというのは、手続のデジタル化とは言い難い。

処分通知等の電子交付の拡充の取組みと併せて、代理送信した変更届出書に係る通知について電子化するとともに、他税目でも利用可能とすること。

(2) メッセージボックスの引き継ぎを可能とすること

利用者識別番号を再取得した場合は、過去の利用者識別番号とともにメッセージボックスの内容が削除され、過去の申告内容等が閲覧できなくなる。利用者識別番号及び暗証番号を失念し、郵送での回答が間に合わない場合、申告期限までに電子申告を行う方法として、新たな利用者識別番号を取得する可能性があること、また、相続税申告は臨時・偶発的な手続であるため、相続人すべての利用者識別番号の有無を確認することは難しく、電子申告を妨げる要因と考えられる。このため、新たな利用者識別番号を取得した場合でも、過去に申告・

申請の実績があるときは、本人確認を行うことで新たな利用者識別番号にメッセージボックスの内容を自動で引き継ぐことを可能とすること。

(納付手続)

7. キャッシュレス納付の利便性向上を図ること

(1) ダイレクト納付について

① 納期限の1か月後を振替日とするなど、インセンティブを設けること

キャッシュレス納付の3割は振替納税が占めており、法人の納税手続においても個人と同様の振替納税を望む声が多く、個人の振替納税では、一度手続を行えば、以後、申告納付税額は期日に自動的に振り替えできる利点がある。

このため、ダイレクト納付の利用を促進する観点から、所得税の振替納税の仕組みを参考に、ダイレクト納付を利用する場合に限り、納期限の1か月後を振替日とするインセンティブを設けること。

加えて、キャッシュレス納付を利用した場合、残高不足等により納税が完了しなかった場合に延滞税リスクの排除に向けた措置を検討すること。

② 残高不足等で自動口座引落しができない場合に当日中の再引落しを可能とすること

ダイレクト納付の登録を行っている場合の自動口座引落しについて、残高不足などで引落しができない場合に備え、当日中に再引落し(リトライ)を可能とする仕組みを構築すること。

③ 申告・納付期限の延長に対応すること

申告・納付期限を延長した場合には、受信通知から期日指定による納付を選択することができないことから、期限内申告と同様に利用可能とすること。

④ ダイレクト納付利用届出書について、法人のダイレクト納付利用届出書についてもオンライン提出を可能とすること。

⑤ 納税証明書の交付手数料の支払いに対応すること。

⑥ ダイレクト納付利用届出書及び振替依頼書の提出につき、ワンスオンリーで国税・地方税ともに完了可能とすること。また、対応金融機関、利用時間等について国税・地方税で統一すること。

(2) 納税者の納付情報について

キャッシュレス納付の利用において、納税者の納付情報登録依頼の通知は納税者本人のメッセージボックスにのみ格納され、代理送信した税理士は納税者の納付区分番号を確認することができない。キャッシュレス納付の利用勧奨の観点から、納税者の利用手続を滞りなく

行うべく、税理士のメッセージボックスにも納税者の納付情報登録依頼の通知を格納すること。

8. コンビニ納付の利便性向上を図ること

QRコードを利用したコンビニ納付について、利用可能なコンビニエンスストアがローソン、ナチュラルローソン、ミニストップ及びファミリーマートのうち、該当端末が設置されている店舗に限定されているところ、利用可能なコンビニエンスストア及び店舗を拡大すること。

(納税証明書)

9. 税理士の電子署名のみで納税証明書の代理請求・代理受領を可能とすること

納税者の申告・申請の代理送信について、電子署名等を要しない者を定める告示（平成18年国税庁告示第32号第2項）により、申告・申請書等に税理士の署名が付されていれば納税者の電子署名を要しないとされているところ、納税証明書の交付等（国税通則法第123条第1項）は対象外とされ、納税者の電子署名を付した電子委任状の添付が必要となる。

納税証明書については令和3年7月より代理請求・代理受領が可能となったが、利便性の向上のため、税理士の電子署名のみでこれに対応できるよう告示の改正及びシステム改修を行うこと。

(準確定申告)

10. 準確定申告について、税理士が代理送信する場合は確認書の提出を不要とすること

相続人が二人以上ある準確定申告書をe-Taxで提出する場合、各相続人の連署による確認書の提出が必要とされている。一方で、税理士等が納税者の申告等データを作成し、送信する場合は、税理士等の電子署名等のみで送信が可能となっていることを踏まえ、税理士が代理送信する場合は確認書の提出を不要とすること。

(利用可能な税目・手続)

11. e-Taxで利用可能な税目・手続を拡大すること

行政手続のオンライン化推進が掲げられていることから、e-Taxで利用可能な税目・手続を拡大すること。

納税者の利便性向上の観点から、できる限り多くの税目・手続を対象とすべきであり、消費税の準確定申告や相続人が死亡している場合の相続税申告についてもe-Taxによる提出を可能すること。

(システム改善要望)

12. e-Tax ソフト (WEB 版を含む) や確定申告書等作成コーナーについて改善を図ること

本要望事項とは別に、e-Tax ソフトや確定申告書等作成コーナー等国税庁が提供する各システムの利用改善を目的とした「システム改善に関する要望事項」を取りまとめ提出している。今後の e-Tax ソフト等の更なる利便性向上に向け、併せて検討されたい。

(本会との継続的な協議)

13. 電子申告における要望について継続的に協議の場を設けること

電子申告における要望事項について、国税庁と日本税理士会連合会との間で継続的に協議の場を設けること。

(地方税との情報連携の徹底)

14. 国税と地方税の情報連携を進めること

デジタル手続法でも示されている「デジタルファースト」、「ワンスオンリー」、「コネクテッドワンストップ」のデジタル化3原則に沿って、e-Tax と eLTAX についても以下の手続等の一本化を進めること。

- (1) 電子申告の開始届出について一本化し、ID も共通化すること。
- (2) ダイレクト納付の利用届出について一本化すること。
- (3) 法人の設立・異動等に係るすべての届出について一本化すること。

以上